

地方農政局長あて
沖縄総合事務局長あて
都道府県知事あて
野菜供給安定基金理事長あて

農林事務次官

野菜生産出荷安定法の一部を改正する法律の施行について

野菜生産出荷安定法の一部を改正する法律（平成十四年法律第五十八号）が、第百五十四回国会において成立し、平成十四年六月七日に公布され、同日付けで施行された。

また、これに伴い、野菜生産出荷安定法施行令の一部を改正する政令（平成十四年政令第二百一号）及び野菜生産出荷安定法施行規則の一部を改正する省令（平成十四年農林水産省令第五十号）が、同日付けで公布され、施行された。

ついては、野菜生産出荷安定法の施行に当たっては、下記事項に留意の上、遺憾のないようにされたい。

以上、命により通知する。

記

一 法改正の趣旨

野菜は国民の健康で豊かな食生活に不可欠であるだけでなく、農業生産においても米や畜産と並ぶ基幹的な部門となっている。しかしながら、近年、野菜の輸入が増加する中で、野菜の自給率が低下するとともに、生産者の減少、高齢化等が進行している状況にある。

こうした中で、将来にわたって国内野菜産地の供給力を確保していくためには、国際競争に対応しつつ、消費者や実需者に選好される品質・価格の国産野菜を供給できるよう、野菜の生産・流通の両面から構造改革を進めていくことが喫緊の課題となっている。

このため、野菜の構造改革対策の一環として、消費者や実需者の多様なニーズにこたえ、効率的な野菜の供給を行うための契約取引の推進、生産者の経営の安定及び消費者への安定的な野菜供給を図るための生産者補給金制度の拡充等の措置を講ずることとし、今回の法改正が行われたものである。

二 指定消費地域の廃止

指定消費地域以外の地域における野菜の消費に係る大産地への依存の高まりに対応して、指定消費地域を廃止し、指定消費地域以外に出荷される指定野菜についても全国的な供給の安定を図る制度とすることとされた。

三 指定野菜の範囲

野菜生産出荷安定法施行令の一部を改正する政令（以下「改正令」という。）による改正前の野菜生産出荷安定法施行令（昭和四十一年政令第二百二十四号）第二条においては、指定野菜のうち、きゅうり、だいこん、トマト、ばれいしょ及びピーマンについて、加工専用品種を除くこととしていたが、近年、加工専用品種の消費上の重要性が増していることから、新たに創設された契約野菜安定供給制度等を活用してその安定供給を図るため、これら加工専用品種についても指定野菜を含めることとした（改正令による改正後の野菜生産出荷安定法施行令（以下「新令」という。）第一条）。

四 指定野菜の需要及び供給の見通し

農林水産大臣がたてる指定消費地域における指定野菜の需要の見通しについて、指定消費地域の廃止等に伴い全国を対象とする需要及び供給の見通しに改め、この見通しに則して野菜指定産地の適確な指定と計画的な育成を図ることとした。（野菜生産出荷安定法の一部改正する法律による改正後の野菜生産出荷安定法（昭和四十一年法律第百三号。以下「新法」という。）第三条）

これは、野菜輸入の増加により需要の見通しのみでは適切な野菜指定産地の指定の指標となり得なくなっていること等にかんがみ、需要及び供給の見通しを策定することとし、これを踏まえて野菜指定産地の指定を行うことにより、指定野菜を野菜指定産地から全国に安定的に供給する枠組みを整えることとされたものである。

指定野菜の需要及び供給の見通しの策定に当たっては、資料の提出、消費需要の動向の把握等につき、特段の協力を願いたい。

五 野菜指定産地の指定及び生産出荷近代化計画

（１） 野菜指定産地の指定

指定消費地域制度の廃止に伴い、野菜指定産地の指定要件のうち指定消費地域に対する出荷数量に係る要件について廃止することとされた。また、法改正により一定面積以上の作付けを行う大規模生産者が野菜の安定供給の担い手として位置付けられたことを踏まえ、野菜指定産地の指定要件のうち共同出荷組織による出荷数量の比率が三分の二以上であることとする要件が改められ、大規模生産者による出荷数量をも加味し、共同出荷組織又は大規模生産者による出荷数量の合計の比率が三分の二以上であることとする要件とされた（野菜生産出荷安定法施工規則の一部改正する省令による改正後の野菜生産出荷安定法施行規則（昭和四十一年農林省令第三十六号。以下「新規則」という。）第二条）。

さらに、農林水産大臣が野菜指定産地を指定するに当たっては、指定野菜の種別ごとに、野菜指定産地からの当該指定野菜の総出荷数量の見込数量が、指定野菜の需要及び供給の見通しに則するように行うこととされた（新法第四条第三項）。

ついては、野菜指定産地からの当該指定野菜の出荷数量をできるだけ高めるよう野菜指定産地の指定の促進に努める方針であるので、集団産地の育成等につき特段の努力をされたい。

（２） 生産出荷近代化計画の樹立

指定消費地域制度の廃止に伴い、生産出荷近代化計画の記載事項のうち指定消費地域に対する出荷数量に関する事項が、出荷地域を限定しない出荷数量に変更された（新法第八条第二項）。

また、生産出荷近代化計画の内容は、指定野菜の需要及び供給の見通しに照らして適当なものでなければならないこととされた。

ついては、指定野菜の需要及び供給の見通しが公表されたときは、今回の法改正等により生産出荷近代化計画の記載事項が変更されたこと、指定野菜の範囲が変更されたこと等を踏まえつつ、生産出荷近代化計画 について必要な変更を行い、野菜指定産地の適確な育成を行うことにつき特段の努力をされたい（新法第八条第三項）。

さらに、新法第八条第四項の規定により生産出荷近代化計画をたてようとするときは、関係市町村及び農林水産省令で定める農業団体等の意見を聴かななければならないこととされているところであるが、法改正により一定面積以上の作付けを行う大規模生産者が野菜の安定供給の担い手として位置付けられたことを踏まえ、必要に応じて、野菜指定産地の区域内で当該指定野菜の生産を行う当該大規模生産者の意見を聴くことにつき特段の努力をされたい。

六 野菜供給安定基金制度の見直し

（１） 生産者補給金交付業務の拡充

指定消費地域の廃止に伴う所要の規定の整備を行うとともに、対象野菜（野菜指定産地の区域内で生産される指定野菜をいう。以下同じ。）の出荷に関し登録出荷団体との間に委託関係のある生産者に加え、野菜 供給安定基金が行う登録を受けた対象野菜の

生産者（以下「登録生産者」という。）についても、生産者補給金の交付対象とするものとせられた（新法第十五条第一項第一号及び第十六条第二項）。

これは、零細農家が多い我が国野菜農業において、一定のまとまったロットの供給を行うためには、農協を中心とする共同出荷により対応することが基本であるが、近年は大規模農家・法人など農協に比肩しうる供給主体も見られるようになってきていることから、これらも含め野菜指定産地から消費者への野菜供給の安定を図る必要があるためである。

なお、登録生産者の登録を受ける資格を有する生産者は、対象野菜を出荷する者であつて、当該対象野菜の作付面積が、キャベツ、さといも、だいこん、たまねぎ、にんじん、ねぎ、はくさい、ばれいしょ、ほうれんそう及びレタスにあつてはおおむね一〇ヘクタール、夏秋きゅうり、夏秋トマト、夏秋なす及び夏秋ピーマンにあつてはおおむね六ヘクタール、冬春きゅうり、冬春トマト、冬春なす及び冬春ピーマンにあつてはおおむね四ヘクタールに達しているものとされた（新規則第十条）。

（２） 指定野菜の契約取引に係る交付金交付業務の新設

近年、出荷団体や生産者と実需者との間での直接的な契約による取引が増えてきているが、野菜流通の効率化等の観点からこれを一層推進するため、野菜供給安定基金の業務として新たに、登録出荷団体又は登録生産者が指定野菜の加工、販売等の事業を行う者との間で対象野菜の供給に係る契約を締結している場合において、天候その他やむを得ない事由により供給すべき対象野菜に不足が生じ、これと同一の種別に属する指定野菜を確保する必要があるときに、その確保に要する費用に充てるための交付金を交付する業務を新設することとされた（新法第十五条第一項第二号）。

なお、当該契約は書面により行い、契約書には、対象とする指定野菜の種別、供給の期間、数量、価格に関する事項、対象野菜の数量に不足が生じた場合の供給に関する事項その他必要な事項を定めることとされた（新規則第五条）。

（３） 公益法人が行う野菜の安定的な供給を図るための業務についての助成業務の拡充

民法（明治二十九年法律第八十九号）第三十四条の規定により設立された法人の業務のうち野菜供給安定基金が助成を行うものについて、野菜供給安定基金の業務の見直しと同様の趣旨から改められたが、具体的には次のとおりである（新法第十五条第一項第五号）。

① 特定野菜等（対象野菜以外の野菜をいう。ただし、指定野菜以外の野菜にあつては特定野菜に限る。以下同じ）の価格の著しい低落があつた場合において、その低落が対象特定野菜等（特定野菜等の相当規模の集団産地の区域内で生産される当該特定野菜等をいう。以下同じ。）の生産者の経営に及ぼす影響を緩和するための補給交付金の交付事業について、指定消費地域の廃止に伴う所要の見通しを行うとともに、対象特定野菜等の出荷に関し共同出荷組織との間に委託関係のある生産者に加え、対象特定野菜等の作付面積が相当規模に達している生産者（以下「相当規模生産者」という。）についても、補給金の交付対象とできるものとされた（新規則第八条第一項第一号）。

② 共同出荷組織又は相当規模生産者が特定野菜等の加工、販売等の事業を行う者との間で対象特定野菜等の供給に係る契約を締結している場合において、天候その他やむを得ない事由により供給すべき対象特定野菜等に不足が生じ、これと同一の種類に属する特定野菜等を確保する必要があるときに、その確保に要する費用に充てるための交付金を交付する業務を追加することとされた（新規則第八条第二項第一号）。